番号	内容	関係条項
41	収用対象事業による代替建築物について	法第34条第12号 〃　第14号

市街化調整区域に存する建築物が収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合において、これに代わるものとして、従前とほぼ同一の用途、規模及び構造であり、適切な位置に建築されるものについては、建築により市街化が促進されると捉える必要はないと考えられるため、開発許可の対象となります。

許可の対象については、次の２パターンがあります。

（１）収用対象事業の施行に伴う転居に係る自己用住宅【審査基準p.52～53　§１－７－(13)】

当該住宅については、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、定型的なものとして条例を制定することにより、開発審査会の議を経ることなく開発許可の対象となります。（福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第６条第１項第２号ハ）

（２）（１）以外の収用対象事業の施行に伴い収用された宅地の代替地のための開発行為
【審査基準p.54～55　§１－７－(15)ア】

収用された宅地の代替地における、従前とほぼ同一の用途、規模及び構造であり、適切な位置に建築される建築物について、市街化区域内に適地を確保することが困難である場合や、代替地を市街化区域に求めさせる合理的事情に乏しい場合などに該当するものは、開発審査会の議を経た上で開発許可の対象となります。

※　「収用対象事業」とは、公共の利益になる事業として、土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定に基づき、当該事業の用に供するための土地を収用又は使用することができる事業をいいます。

＜参照審査基準＞

●福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」p.52～53　§１－７－（13）ウ、p.54～55　§１－７－（15）ア